

平成 20 年度財団法人横浜市総合保健医療財団事業計画

財団運営

1 これまでの取組

当財団は、急速な高齢化に伴い増加が予想される要介護高齢者や、精神障害者等の要援護者が、住み慣れた地域社会で安心して家庭生活を送るために、保健・医療・福祉という枠組みにとらわれない新しい取組を通して、ニーズに即応した、柔軟、かつ、きめの細かいサービスを提供することを趣意として、横浜市総合保健医療センターの建設にあわせ平成 4 年に設立されました。

この先進的な目的実現のため、財団職員は、行政との連携はもとより、保健・医療・福祉関係者、関係機関、関係団体等、地域社会の人的、社会的資源の結集を図りつつ一丸となって取り組んでまいりました。

2 介護保険制度創設及び精神障害者退院促進と社会的意識の変化

要介護高齢者に対する当財団のこうした取組が全国に波及するとともに、平成 12 年の介護保険制度の導入に伴う、福祉サービスにおける「措置」から「契約」への流れとあいまって、利用者の利便は著しく向上いたしました。

また、当センターの先進的機能である精神障害者の社会的入院の解消についても、国や自治体が重要な課題として認識することとなりました。こうした流れの中で、「痴呆」が「認知症」に、「精神分裂病」が「統合失調症」となったことに象徴されるように、社会的意識も、これらの疾病は「誰もがかかりうる疾病の一つ」として受け止める方向に変化しつつあります。また、診断や治療面においても著しい進歩が見られます。

3 財団の存在意義と新たな市民ニーズへの対応

一方、要介護高齢者サービス施設（特養・老健）等の量的整備や身体・知的・精神障害者に対する福祉サービスを一元的に提供する自立支援法の施行等により、財団の果たすべき役割は薄らいできているとの見方もあります。しかしながら、こうした社会的基盤が整いつつある今だからこそ、財団の設立趣旨をより実現しやすくなったとも考えられます。

さらに、社会的資源をより効果的に活用するための支援、長期入院を余儀なくされている精神障害者の退院促進、認知症の早期診断による早期対応、医療制度改革への対応等、新たな市民ニーズへの取組も求められています。

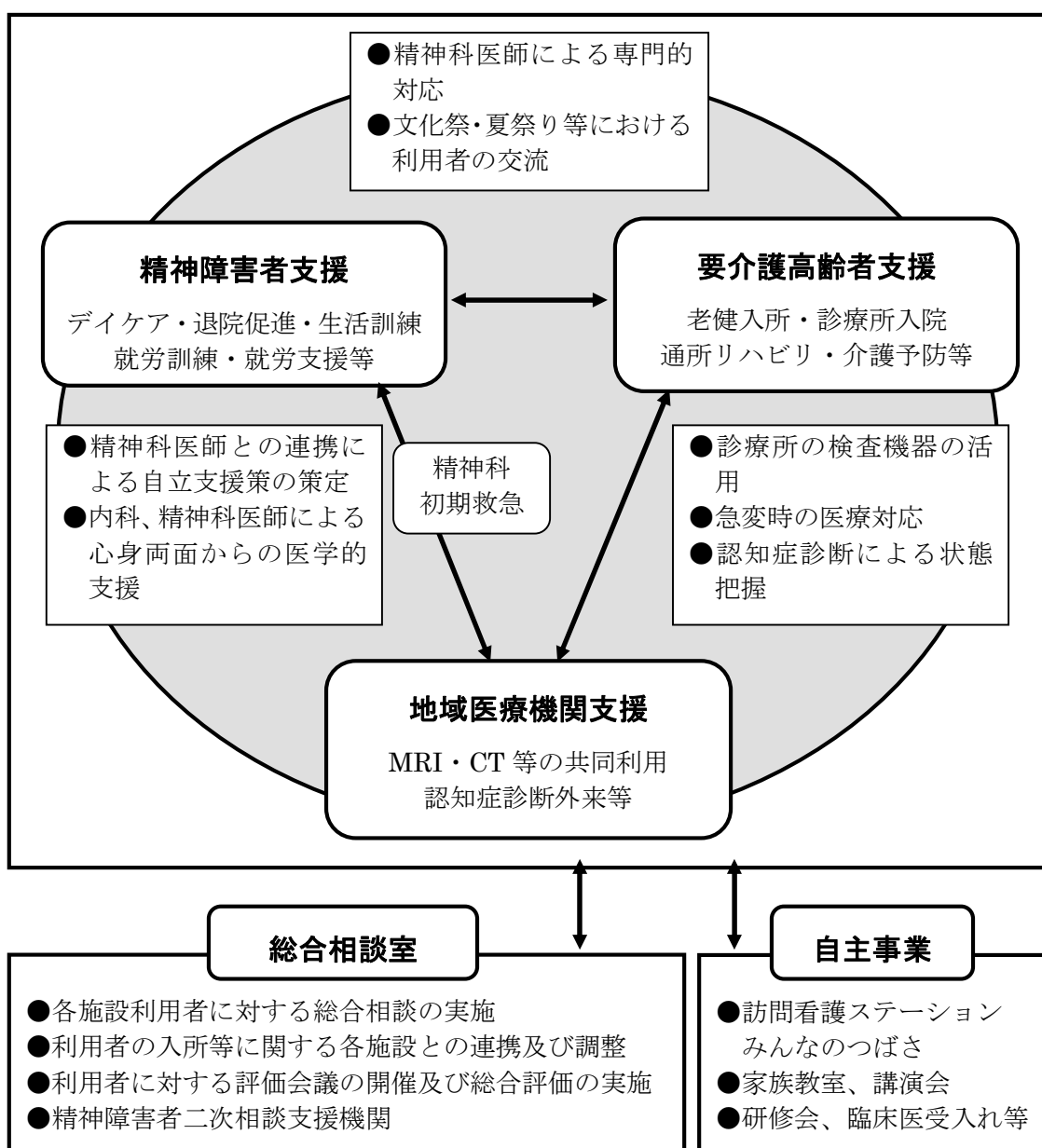
平成 20 年度も、こうした社会意識の変化等と新たな市民ニーズを踏まえつつ、『「個人の尊重」「安心と信頼」を大切に質の高いサービス提供を目指します。』とした財団の基本理念にのっとり、総合保健医療センター、精神障害者生活支援センターの管理運営に努めてまいります。

また、横浜市とは、各施設の指定管理者として「指定管理協定」を、さらに、外郭団体として「特定協約」を締結しておりますが、これら協定による事業水準、計画数値等についても着実に達成してまいります。

横浜市総合保健医療センター管理運営事業

横浜市総合保健医療センターは、保健・医療・福祉の専門機関や関係団体と地域の皆様が有機的に連携し、在宅で援護を必要とする方々に対して、総合的、一体的なサービスを提供する「地域ケアシステム」を専門的・総合的に支援する目的で開設されました。

当センターは、「精神障害者支援」「要介護高齢者支援」「地域医療機関支援」の3つの事業・施設から構成されますが、これらは各々独立したものではなく、それぞれの機能を発揮するために相互に連携・協働し、一体となって在宅支援を行います。総合相談や自主事業も3つの事業を直接、間接に支持するものです。また、家族教室や講演会などを通じ、疾病に対する正しい理解やその予防方法等の啓発にも努めてまいります。



1 精神障害者支援事業

長い間、精神障害者は社会の偏見や誤解のなかにあり、生活や就労などの困難を抱えてきました。また、条件が整えば退院が可能であるにもかかわらず、いまだに、多くの人が精神科病院等において長期の社会的入院を余儀なくされています。こうした状況を看過することは、人権上からも重要な問題であるとの認識のもと、当センターでは、「地域のなかで、自分の生活のスタイルを自分で決めていける暮らしができる。」ことを基本的理念として、精神障害者支援事業に取り組んでまいりました。

センターの施設機能は、開設当初においては、社会復帰施設の絶対的不足等に対応する先進的なものでしたが、その後の精神保健福祉施策の進展を踏まえ、開設時の機能をより充実するとともに、時代に即した「より高度」「より先駆的」「より公共的」な事業へと改善が求められています。

横浜市は「障害者プラン」において、本市における精神保健福祉の課題を示しており、センターの指定管理選定の際に、当財団はこの課題への取組を事業計画に盛り込んでおります。平成20年度も、課題を踏まえた事業の充実に努めるとともに、「障害者自立支援法」への対応も着実に進めてまいります。

(参考) 横浜市「障害者プラン」における精神保健福祉の課題

- 精神障害への社会的理解が進まない→偏見・誤解の存在・生活のしづらさ
- 社会的入院が市内に920人→生活の場の確保・人権の問題
- 困難な就労→就労訓練・企業の理解
- 対象領域の拡大→人格障害、思春期など新しい課題や医療観察法対応
- 救急医療体制の充実→初期及び二次救急の確保

(1) 精神科デイケア（定員40人）

精神障害を抱える人が、社会復帰や生活の安定といった個別の目標や希望に近づけるように、グループ活動と個別面接を通じて、リハビリテーションを行っています。特に平成19年度から、それまでの日中の居場所としての役割に加え、心理社会的治療を積極的に実施する機能を拡大しました。

具体的には、グループ活動では、スポーツや創作活動などに加え、SST（対人関係の技能の獲得）、心理教育（病気の知識と工夫の仕方）、就労準備プログラムなど、通所される方の目標に向けた取り組みを行っています。併せて、グループ活動や日常生活の振り返り、通所目標に向けた取り組みを確認する個別面接を定期的に行っています。更に、通所される方のご家族に対しては、「家族プログラム」を毎月1回実施し、多面的な支援を行っています。

こうした取り組みにより、永年の課題だった稼働率について、大幅な改善が図られました。

平成20年度は、これらに加え、ここ数年に見られる利用者動向の様々な変化に対応するため、次のような支援及び事業を展開します。

ア 統合失調症以外の精神疾患、精神障害を抱える利用者に対する、効果的なリハビリテーションプログラムの提供

新規通所者及び見学希望者の中で、うつ病や躁うつ病、不安障害、身体表現性障害等の疾患や障害を抱える人の割合が大きくなってきています。そこで、これまでのリハビリテーションプログラムに加えて、対象疾患や対象の障害に向けた新たな

プログラムを検討し、効果的なリハビリテーションを実施できるように進めていきます。その一つとして、心理教育や集団精神療法、集団認知療法のプログラムの提供を継続的に行っていきます。

イ 統合失調症を抱える利用者に対するリハビリテーションプログラムの更なる充実

在籍者数の8割以上が、20～30歳代の利用者であり、また通所目標も、積極的な社会復帰（就職、就学、復職、復学など）を掲げる人が非常に多くなっています。そこで、積極的に心理社会的治療を実践していきます。具体的には、SST、心理教育、就労準備プログラムをブラッシュアップし、また、就労を始めた利用者を対象とする「就労継続SST」を開始します。

30歳代以降の利用者については、食生活を中心とする健康管理の向上についての取り組みも不可欠となります。そこで、認知行動療法を援用した「健康管理プログラム」の実践について、検討を開始します。

ウ OJT (On the job training 職場実習) を本格的に展開

通所者の多くが、就労に関する目標を掲げていることから、就労支援センター「ばーとなー」とのタイアップのもと、OJT を本格的に展開していきます。より現実的な環境下における実習経験を通じて、就労に向けたリハビリテーションの取り組みを効果的なものにしていきます。

エ 自主事業「家族SST」を実施（新規事業）

当事者のいる家族が、あまり無理をせず、少し楽にご自身の生活を営めるような工夫について、SSTを通じて取り組んでいきます。横浜市全区を対象に、年2回実施していきます。

延利用者数

17年度	18年度	19年度 見込み	20年度 計画
7,519人	7,521人	9,300人	9,300人

(2) 精神障害者生活訓練（定員 長期入所20人、短期入所6人）

生活訓練施設は、精神障害者の地域移行において重要な役割を果たしており、主に退院者の単身生活への移行を目指した事業を展開しています。

長期入所（ホステル）では、精神障害者が地域で自立した生活ができるように、退院を目指している方や単身での自立を目指す在宅の方などを対象として入所による生活訓練を行います。利用者は個室に居住して、職員の支援を受けながら、服薬や金銭の管理、衣食住全般にわたる日常の生活技術を身につけていきます。必要な方にはアパート探しを含めた退所後の居所設定の支援も行います。

短期入所（ショートステイ）では、地域で生活する方だけでなく、退院を目指している方にも対象を広げ、様々な目的で多くの方に利用していただきます。

さらに、平成17年度から開始した、「病院巡業」（精神科病院に出向き、入院患者に退院後の具体的な生活パターンを演劇で示す等、当該病院と連携して退院に向けた動機付けを行う事業）や他施設での出前PR活動などの地域移行に関する普及啓発事業にも引き続き取り組みます。

また、平成19年8月から開始した横浜市自立生活アシスタント派遣事業では、精神障害者の地域生活への適応能力向上への支援と日常生活上の危機介入を

行うことにより、精神障害者の地域生活の維持継続と自己実現を支援します。

ア 長期入所（ホステル）

原則6か月間・最長1年間の生活訓練を通して、利用者の単身自立等の目標実現を支援します。

国の定める援護寮の利用期間は原則2年間ですが、当センターではそれぞれの利用者の目的や課題を明確にすることで、短期間での地域移行を円滑に進めるための支援を展開しており、結果的により多くの単身自立者を地域に送り出しています。また、退所者のほぼ9割が地域生活を継続できていることもわかっております。

平成20年度もより多くの地域生活に移行し、より安定的に地域生活を継続できるように努めます。

イ 短期入所（ショートステイ）

原則として1週間以内の利用を通して、休息や家族との分離、自立生活の体験等それぞれの利用目的に応じた支援を行います。

家族や支援者と共に体験的に宿泊する見学体験利用も行います。

本事業は、平成18年10月から自立支援法事業に移行しましたが、緊急時の入所対応などは本年度も引き続き実施します。

ウ 自立生活支援アシスタント派遣事業

原則として単身等で家族等による日常的な支援が受けられない精神障害者を対象に、訪問による生活支援・コミュニケーション支援・緊急時対応を行い、地域生活の維持継続に向けた支援を行います。

平成20年度は、福祉保健センター障害者支援担当と密接に連携し、障害者支援担当が立てる支援計画に基づき支援を行います。

エ 地域移行（退院促進）に関する普及啓発

○病院巡業…啓発活動とネットワークづくり

○出前PR…区役所、生活支援センター、医療機関等で、直接、精神障害者への制度活用、総合保健医療センター利用の案内

などの活動に引き続き取り組みます。

また、平成18年度から神奈川区生活支援センターで受託している、市の退院促進事業について、生活訓練事業で培ったノウハウを提供するなど連携して進めてまいります。

延利用者数・延回数

	17年度	18年度	19年度 見込み	20年度 計画
長期利用	6,581人	6,721人	6,750人	6,800人
短期利用	1,953人	1,925人	1,850人	1,900人
啓発等事業	4回	11回	6回	10回

(3) 精神障害者就労訓練（通所授産施設 定員20人）

精神障害者の障害特性である集中力と意欲の低下、易疲労性、対人関係の苦手さなどは、「働く」場面での大きな課題となります。就労訓練では、印刷作業・軽作業などの実際の作業を通じて、仕事に就く場合の本人の課題、環境調整上の課題などを明らかにし、これを改善していくため、本人及び周囲に働きかけを行います。

ア 短期就労準備訓練

今後就労予定がある方、就労経験はあるがブランクがある方、また、適職を探している方に、1か月間で具体的な評価や訓練を行います。

イ 6か月就労前訓練

就労したうえで基本的な生活態度を形成し、それぞれに合った働き方を考え、社会参加する計画を立てます。また、実際的な作業経験を重ね、就労できる体勢を作ります。

従前は30%程度であった就労前訓練者の就労率は、ここ数年50%を超える高い実績を上げています。これは、原則1年間・最長2年間としていた訓練期間を、原則6か月間・最長1年間にし、短期間に集中した評価・訓練を行った成果だと考えています。

自立支援法への移行により、全国的に利用者の減少傾向が見られますが、平成20年度は、こうした実績を地域や近隣企業に積極的にPRし、利用者数の増加と訓練のための仕事の確保に努めます。

また、訓練者の就労率を高めるため、就労支援センター「ぱーとなー」を活用するとともに、雇用先の共同開拓、就労訓練部門からのジョブコーチ派遣など、密接な連携を行います。

ウ 企業内就労訓練事業（拡充）

就労訓練の一環として、一般企業の業務を受託し、当該企業内で作業訓練を行い、この訓練に伴う協力企業の負担を軽減するため、「精神障害者企業内就労訓練奨励金」制度を設けます。

延利用者数

17年度	18年度	19年度 見込み	20年度 計画
3,890人	4,041人	4,300人	4,200人

(4) 精神障害者就労支援センター「ぱーとなー」

「ぱーとなー」は、精神障害者の就労促進を目的に、平成17年10月に開設しました。就労希望者には、短期就労準備訓練等を実施し、職業適性や課題を明らかにした上で職場開拓を行い、職場実習やジョブコーチによる職場適応支援等の就労支援を展開してきました。

開設当初から、予想を大幅に超える利用があり、精神障害者の就労支援に対するニーズの高さがうかがえます。

一方で、就労職場の開拓は厳しい状況にあります。平成18年度から障害者法定雇用率の算定に精神障害者が加えられることになったものの、社会的偏見は根強く、「精神」というだけで話を聞いてもらえない事例も多くあります。

このような中でも、職員の熱意もあり、開設時の計画である年間支援就労者数20名を大幅に上回る実績を重ねています。

平成20年度も、企業経営者に、精神障害者についての理解を得るための様々な工夫を行いながらその就労支援に取り組みます。

ア 相談及び調整

就労に関する相談に対応し、本人の能力や適正、希望により支援計画を策定します。また、他の就労支援機関との連携による情報の提供総合相談窓口として、施設・機関の紹介を行います。

イ 就労訓練の実施

協力企業や関係機関に委託して訓練を実施すると共に、ジョブコーチを派遣して企業と障害者の橋渡しを行い、双方の不安や課題等を解決するための支援を行います。

ウ 企業への雇用の働きかけ

求人誌などの情報を活用し、就労訓練を終了した人を雇用する企業、また、実習・訓練先として対象者を受け入れる協力企業の開拓を行います。

エ 企業支援

企業に対し、精神障害者について理解を得るための啓発活動を行うとともに、障害者雇用にあたっての対応策等についての相談・支援を行います。

オ 関係機関等支援

精神障害者支援センターや家族会が開催する個別就労相談や就労講座等に、職員を講師として派遣するなど、関係機関等の支援を行います。

延利用者数

	18年度	19年度 見込み	20年度 計画
相談・調整件数	4,650人	6,200人	6,200人
実利用者数	326人	530人	730人
支援終了者数 (自己就労、在職支援等を含む)	118人	180人	180人
支援就労者数	42人	50人	50人

(5) 精神科初期救急

精神障害のある市民の地域生活を支える基本的な仕組みの中には、いつでも安心して適切な治療を受けられる精神科医療体制を確保することが不可欠となります。

三次救急については24時間体制が整備されましたが、他の疾患と比べ精神疾患に対する救急医療は十分とは言えません。

総合保健医療センターでは、平成20年度も引き続き地域の精神科医療機関の協力を得て、市内で唯一、多くの医療機関が診療を実施していない土曜の午後及び日曜・祝日・年末年始昼間の初期救急診療を実施いたします。

具体的には、本人又は御家族が、神奈川県精神保健福祉センターの精神科救急医療情報窓口で電話相談し、外来診療が必要であると判断された場合、当センターに連絡があり、診療を行う事になります。

参考) 初期救急 : 精神症状の悪化により外来診療が必要とされる場合

二次救急 : " 入院診療が "

三次救急 : 自傷他害の恐れがあり警察官などの通報により診察を実施する場合

	17年度	18年度	19年度 見込み	20年度 計画
開所日数	120日	120日	121日	122日
受入人数	59人	68人	55人	60人

2 要介護高齢者支援事業

まもなく、団塊の世代も高齢期を迎え、我が国は本格的な高齢社会に突入します。高齢期を積極的に受け止め、多様なライフスタイルを楽しむ高齢者が多くなる反面、要介護高齢者も着実に増加し、その支援はますます重要となっています。

センター開設時、市内に3か所であった介護老人保健施設は、介護保険の創設により現在70か所程度までになり高齢者の安心は大きく前進しました。しかし、
○施設の急速な整備と介護保険報酬の制約等から専門職員の定着化が進まないこと、
○入所者の医療費は原則として介護報酬に包括されることなどから、医療ニーズを伴う要介護者の利用が抑制されること、
○平均入所日数が延びる傾向にあり、結果として本来の在宅復帰機能を果たせなくなっていること（いわゆる老健の特養化）
等の問題も生じています。

当センターでは、こうした課題に対し、介護老人保健施設「しらさぎ苑」と「診療所病床」を有機的に連携させることで、**介護度と医療ニーズの高い利用者も積極的に受け入れるとともに、高い在宅復帰率を維持する**など、各部門が連携して取り組んでいます。

また、しらさぎ苑は、全国87施設ある**全老健実地研修指定施設**の一つとして、特色ある運営で要介護高齢者・家族にきめ細かく対応しています。

平成20年度も、「効率的運営」と「質の高いサービスの提供」で、利用者の高い満足が得られるよう事業を遂行するとともに、高齢者の緊急対応居室確保など公的な役割を担ってまいります。

(1) 介護老人保健施設 「しらさぎ苑」

(一般棟50床 認知症専門棟30床 通所リハビリテーション定員20人)

介護保険制度に基づき、介護認定された要介護高齢者の方々に、「施設入所」・「短期入所」・「通所によるリハビリ」の介護サービスを提供するとともに、通所リハビリテーションでは、制度改正により利用対象となった**要支援高齢者の介護予防**にも取り組みます。

経営効率の面からは厳しいものの、公立施設の使命として、市民要望の強い、**短期入所希望者や医療的サポートの必要な利用者**の利便に引き続き寄与するとともに、老人保健施設の本来機能であり、他施設に比較して高い実績を誇る**在宅復帰率**の維持と「福祉サービスの第三者評価」で高い評価を得たサービスの質の更なる向上にも努めます。

経営改革計画のもと、職員が一丸となって稼働率の向上と経費削減に取り組んだ結果、しらさぎ苑は、平成18年度**初めて事業別収支を黒字**とすることができました。この実績と利用者の要望を踏まえ、平成20年度には、**通所リハビリテーションの土曜開所**を実施します。

延利用者数

	17年度	18年度	19年度 見込み	20年度 計画
一般棟 50床	17,540人	17,607人	17,900人	17,900人
認知症専門棟 30床	10,909人	10,968人	11,000人	11,000人
通所リハビリ 20人	3,796人	4,365人	4,400人	5,200人

(2) 診療所病床

(医療病床 7床 介護療養病床 12床)

有床診療所の19床については、現在、7床を医療病床として医療対応が必要な高齢者等に対応するとともに、12床を介護療養病床として要介護高齢者の受け入れを行い、介護ニーズと医療ニーズを併せ持つ中重度者に対応しています。

また、市の「難病患者等居宅支援事業」として難病の方の一時入所も引き続き実施します。

診療所病床については、入院期間を原則48時間以内という規制が撤廃されましたが、反面安全管理や急変時についてより厳しい対応が求められています。また、国の療養病床削減方針のもと、介護療養病床は平成23年度末で廃止されることとなっています。いずれについても、国等の動向を注視しながら、センターにおける診療所病床の活用について横浜市と検討してまいります。

延利用者数

	17年度	18年度	19年度 見込み	20年度 計画
医療病床 7床	3,127人	2,626人	3,000人	3,000人
介護療養病床 12床	3,758人	4,363人	4,100人	4,100人

(3) 介護予防事業

平成18年度、19年度に引き続き、横浜市の介護予防事業における「脳力向上プログラム実施事業」を実施します。

プログラムの対象者は、横浜市内在住の65歳以上の特定高齢者で、地域包括支援センターにおける介護予防マネジメントにおいて認知症予防プログラムが必要と判断された方で、記憶・学習・思考などの認知機能の維持・向上を図り、自立した生活を続けられるようにすることを目的とします。

19年度実績

実施期間・回数	登録参加者数	延参加者数
平成19年10月1日～平成20年2月18日 (全20回)	7人	124人

(4) 高齢者緊急対応居室確保事業（虐待一次保護）（新規事業）

高齢者虐待により緊急に高齢者を保護・分離する必要がある場合、一時的な保護ができるように介護保健施設に緊急床を確保する必要があります。当センター介護老人保健施設「しらさぎ苑」の一床を、横浜市からの指名を受けて緊急床として設置します。

3 地域医療機関支援事業

大病院指向をあらため、病院、診療所がそれぞれの機能を発揮し、相互に補完し合う「病・診連携」は、他都市に比べ著しく病院病床の少ない本市にあっては、医療資源の有効活用ということからもとりわけ重要であり、本市、関係団体においても、統一紹介状の作成等を通じ、診療所から病院への紹介率、病院から診療所への逆紹介率の向上に積極的に取り組んでいるところです。

この「病・診連携」が十分に効果を発揮するためには、かかりつけ医等の地域医療機関である診療所における適切な診断が必須であり、このためには最新の検査機器の整備が不可欠となります。

センターでは、開設以来、地域医療機関が設置場所や投資費用等の関係から整備することが難しい高度・高額医療機器を整備し、依頼に応じ検査・診断等を行うことで地域医療機関の診療を支援しています。医療機器の性能は日進月歩であることから、適時の更新を行うとともに、小型化やコストダウンにより地域医療機関に普及した機器については廃止するなど、これら共同利用機器の稼働率向上に努めています。

また、当センターが「精神障害者支援事業」「要介護高齢者支援事業」で培ったノウハウと専門スタッフを活用して、地域医療機関では事業展開しにくい認知症迅速診断外来や高齢者生活習慣病外来にも取り組み、これらの患者さんのフォローを地域医療機関につなげることにより連携、支援を行っています。

平成20年度もこれらの事業を着実に推進するとともに、共同利用件数、外来患者数者の増加と効率的運営に努めます。

(1) 高額医療検査機器の共同利用

地域医療機関ではスペースや採算性により設置困難なMRI（磁気共鳴イメージング装置）やCT（コンピュータ断層撮影装置）等の画像診断機器や、トレッドミルや心臓超音波装置、内視鏡装置等を整備し、地域医療機関の依頼に応じて、検査、診断を施行してまいります。MRI装置更新に続き、昨年度にはCTを最新鋭のマルチ型に更新いたしました。

延利用者数

	17年度	18年度	19年度 見込み	20年度 計画
MRI検査	2,315人	3,036人	3,200人	3,500人
CT検査	1,191人	1,224人	1,500人	1,800人

(2) 認知症診断外来・認知症外来

従来の「痴呆」からの呼称変更を契機に、認知症への関心とこれを疾病の一つとして受け止め、早期診断、早期治療を受けようとする気運が高まりました。

当センターではこれに対応するため、業務の効率化をはかりより多くの市民の診断に努めております。センターの認知症診断は、共同利用のMRI装置を活用し、原則として二度の来院で迅速診断を行うことが特長です。認知症と診断された方には、治療が可能な地域医療機関を紹介しますが、専門医師が少ないこともあり、一部の患者さんについては、センター外来でフォローしています。

	17年度	18年度	19年度 見込み	20年度 計画
認知症診断 外来	565件	700件	790件	800件
認知症外来	715件	1,280件	1,630件	1,800件

(3) 生活習慣病等外来

横浜市では、健康寿命の延伸をテーマに「健康横浜21」運動を展開し、死因の6割を占める、がん・脳卒中・心臓病の三大生活習慣病対策等に取り組んでいます。

また、最近では、内臓脂肪型肥満に加えて血糖値、血圧、血清脂質のうち2つ以上が危険域にあるメタボリックシンドロームも、動脈硬化を年齢相応より早く進行させるものとして問題となっています。喫煙に伴う「肺の生活習慣病」である慢性呼吸器病疾患（COPD）ともあわせ21世紀の生活習慣病の概念は非常に広義になっています。当センターにおいても高齢者を側面から支援するため、啓発活動とともに原因治療に重点をおいた生活習慣病外来を充実してまいります。

また、当センターの精神障害者支援の経緯をふまえ、一般医療機関が取り組みにくい、障害者に対する生活習慣病の外来診療に取り組んでまいります。

	17年度	18年度	19年度 見込み	20年度 計画
生活習慣病等 外来	2,343人	2,417人	3,500人	4,000人

4 総合相談事業

総合相談事業は、精神障害者支援・要介護高齢者支援・地域医療機関支援について**統合した一つの窓口で対応**するもので、全国に類を見ない総合保健医療センターの特徴の一つです。

平成20年度も、利用者や家族の幅広い相談に適切に応じるため、保健師・社会福祉職などの専門職を配置した総合相談室を核として、各施設が有機的な連携を図ることにより、要援護者の在宅生活を専門的・総合的に支援してまいります。

(1) 相談・情報提供

精神障害者や高齢者等の方々の、福祉・保健・医療に関する様々な相談に対応し、適切な情報の提供と助言を行うことで、引き続き住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう支援します。

(2) 施設サービス受入会議

精神障害者の施設利用開始、高齢者の長期入所受入れにあたり、利用者ニーズや適切なサービス提供等について、医師、看護師、ケアワーカー、ケアマネージャー、栄養士、作業療法士、理学療法士、保健師、ソーシャルワーカー等（以下専門職等という）による受入会議で検討します。

(3) 評価会議

より適切なケアが提供できるよう、多職種間で利用者の情報を共有するため、専門職等による評価会議を毎週開催します。

(4) ケアカンファレンス（ケアプラン会議）

利用者に提供するサービスの計画書であるケアプランの、作成、修正、再評価、退所評価を行うため、専門職等によるケアカンファレンスを毎週開催します。

(5) 二次相談支援機関

「横浜市障害者プラン」では、障害者の相談支援システムの体制整備を重点施策の一つに掲げ事業を推進しています。

この事業では、障害者及び家族ならびに、地域作業所、地域ケアプラザ等の「身近な相談者」に対し、専門職員を配置しケアマネジメントなどの個別的な支援を行う、区福祉センター生活支援センター等の「**一次相談支援機関**」、さらにこれらを障害毎の専門性でサポートする「**二次相談支援機関**」が実施機関として位置づけられています。

当センターは実質的に相談機能を有していること、精神障害を専門分野とする機関は、横浜市こころの相談センターのみで身体・知的障害に比べ少ないこと、さらに当財団の公的使命にも鑑み、市に対し二次相談支援機関の申請を行った結果、昨年10月に認定されることとなりました。平成20年度は積極的な事業展開で市の施策推進に寄与してまいります。

5 財団自主事業

指定管理者は、総合保健医療センターの運営に関して、条例の規定に基づき、自主的な企画・運営による自主事業を行うことができます。

平成20年度も、センターの理念と運営の基本方針に合致し、当財団の「寄附行為」や「基本理念」に沿った公益的使命に基づいた事業を展開します。

(1) 訪問看護ステーション「みんなのつばさ」

精神障害者の在宅医療支援、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ中重度在宅高齢者に対する訪問支援の強化により、センター機能の一層の充実を図ることを目指して、平成19年1月にスタートしました。担当部門の精力的な取組により、利用者も順調に増加し、**19年度の後半には、月の延べ利用件数250件、実利用者50人の目標数に達しました。**

一般の訪問看護においても統合失調症等の利用者が一定数含まれることは統計的に知られていましたが、精神障害者に対する訪問看護を開始してみて、重層的な支援機能をもつ当センターであるからこそ、より質の高い支援ができることを実感しています。利用者一人に要する時間が長くなり診療報酬、介護報酬では費用をカバーしきれないなどの課題はありますが、公益性と効率性の均衡もとりながら、センターの理念に沿った特徴ある運営に努めます。

延利用者数

18年度 (3か月間)	19年度 見込み	20年度 計画
139人	2,700人	3,300人

(2) 精神障害者リハビリテーション講座

精神障害者支援に携わっている職員等を対象に、外部講師を招聘するなどして「精神障害者のリハビリテーション」に関する講座を開催します。

平成20年度は2回目の講座が、第50回の節目を迎えるにあたり記念の講座を開催します。

(3) 家族SST（有料）

当事者のいる家族が、あまり無理をせず、少し楽にご自身の生活を営めるような工夫について、SST（Social Skills Training）を通じて取り組んでいきます。横浜市全区を対象に、年2回実施していきます。

(4) 若年性認知症の実態と対応の基盤整備に関する研究

近年、高齢化に伴い増加する認知症高齢者だけでなく、65歳未満で発症する若年性認知症の問題が顕在化してきており、当センターの認知症診断でも少なからず発見されております。若年性認知症の方は、本人が家計・家庭を支えている場合が多く、それ故に高齢者とは異なる様々な生活上の困りごとがあることが指摘されているものの、患者数も把握されていない状況にあります。

当センターでは、厚生労働科学研究に参加し、市・医師会等関係機関のご協力を得て港北区内の悉皆調査を行うこととしました。昨年的一次調査に続き二次調査を実施してまいります。

(5) 認知症支援講座等

ア 認知症を理解するための家族教室（有料）

認知症の方を介護する家族が、認知症に対する理解と知識を深めることにより、介護の負担が軽減できるよう支援をします。対象は当センターを利用する認知症患者のご家族で、一回90分の講義・懇談を5回シリーズで実施します。

イ 認知症専門医の派遣（有料）

各区役所から認知症の理解と知識を深めるための講演会等の依頼に対し、当センターの認知症専門医を派遣することにより、当センターの事業PRをするとともに、センターの専門性を市民に提供します

ウ 認知症介護者カウンセリング（有料）

認知症の方を介護する家族の介護上の悩みや不安について個別に相談し、心理的援助によって、介護負担の軽減を図るための支援をします。

当センター診療所の認知症診断外来受診者の家族及び介護教室受講者を対象に臨床心理士によるカウンセリングを行います。

(6) 高齢者支援シニアフィットネス事業

ア 運動指導事業（有料）

高齢者や生活習慣病などの有疾患者に対し、診療所機能と密接な連携を図りながら、医療及び運動生理学の両面から運動処方を作成を行うとともに、身体機能の向上や寝たきり防止のための運動プログラムの提供及び実技指導を行います。さらに、地域の包括支援センターと連携を図り、高齢者の自立や介護予防サービスなど横浜市の高齢者支援事業のフォローアップを運動面から支援します。

イ 運動指導員派遣事業（有料）

区役所や地域ケアプラザにおける、介護予防・自立支援事業による転倒骨折予防教室、健康づくりや疾病の予防改善を目的とした事業に対し、運動指導員を派遣し実技指導を行うとともに、派遣先において、当センターの事業を紹介し地域に情報の提供を行います。

(7) 健康づくり講座（有料）

健康づくりや疾病の改善に関する情報が氾濫している中、医師をはじめとする医療従事者等専門知識を備えた講師による健康講座を開催し、正確な情報を市民に提供します。また、当センターの事業を紹介し必要に応じ個別相談を行います

(8) 研修事業

ア ケアマネジャー研修

介護支援に関する当センターの専門性を活かし、市内の居宅介護支援事業者のケアマネジャーを対象に研修を行うとともに、ケアマネジャーとの連携強化、センター事業のPRを図ります。

イ 動物介在療法（アニマル・セラピー）研修事業

地元の専門学校と連携し、医療・福祉分野での動物介在療法の研修及び資格取得のためめの評価を行い、併せて老健施設の利用者へのサービス向上と、満足度向上等を図ります。

ウ 実習生、研修生の受け入れ

複合施設である総合保健医療センターが持つ機能や実績を活用し、大学医学部、看護大学、看護専門学校、社会福祉系大学、医療技術大学、施設職員等の学生を対象に、専門職種の人材育成を目的として、各部門において実習生、研修生の受け入

れを実施します。

エ 臨床研修医の受け入れ

質の高い医療を継続するには、研修医の質の高い教育が必須です。

当センターでは「地域医療」の研修機関として、継続して臨床研修医を受け入れており、平成17年度、18年度には横浜市大病院から優秀指導医を受賞しました。今後も教育プログラムの工夫を行い、受け入れを実施します。

オ 全国介護老人保健施設協会実地研修

当センターの「しらさぎ苑」は全老健が一定の条件を満たした、全国87施設ある実地研修施設の一つとして、平成20年度も引き続き他施設職員のケアサービスの質の向上を目的とした研修を実施します。

6 総合保健医療センターの維持管理等

(1) 総合保健医療センターの維持管理

「指定管理者の業務の基準に従い」

1、施設・設備機器保守管理業務 2、清掃業務 3、什器備品等の管理業務 4、保守警備業務 5、環境衛生管理業務 6、廃棄物処理運搬業務 7、情報管理システム保守管理業務を行います。

(2) その他の業務

「指定管理者の業務の基準に従い」

1、事業計画書の作成 2、事業報告書の作成 3、自己評価の実施 4、苦情解決機関の運営 5、安全管理に関する取り組み 6、個人情報の適切な管理 7、情報公開 8、横浜市が実施する事業への協力を行います。

精神障害者生活支援センター管理運営事業

生活支援センターは、地域で生活する精神障害者の日常生活の支援、相談、地域交流活動の促進等を行うため設置され、精神障害者一人ひとりが、地域の中で安心して自分らしい生活を送れるように様々な支援をします。

総合保健医療財団では、これまでの神奈川区生活支援センターのほか、平成18年11月から磯子区生活支援センターの指定管理者となり2か所の生活支援センターを運営しています。

横浜市の生活支援センターは、全国でも少ない公設民営の施設ですが、自立支援法の施行にともない、今後の事業内容の検討が行われています。当財団としては、今後、地域の身近な施設として相談支援事業の重要性が高まることを想定し、平成20年度は特に、生活支援センターにおけるケアマネジメント能力の強化に努めます。

また、横浜市が平成21年度開所を計画している、港北区生活支援センターについて、財団の所在区ということからも、指定管理の獲得に努めてまいります。

1 主な事業内容

- ア 日常生活の支援……生活の基本である住居、就労、食事等日常生活に即した課題に対する個別・具体的な援助
- イ 相談等……電話・面接等により服薬、金銭管理、対人関係等日常的な問題、悩み、不安、孤独感の解消を図るための助言、指導
- ウ 生活情報の提供……住宅、就労、公共サービス等の情報提供
- エ 地域交流の促進……レクリエーション等精神障害者の自主的な活動、地域住民との交流等を図るための場の提供
- オ その他……地域の実情に応じた創意工夫に基づく事業

2 各施設の事業

(1) 神奈川区生活支援センター

ア **退院促進支援事業** 平成18年度のモデル事業の受託に引き続いて、本格実施に当たっても継続して受託します。

イ 利用者数については全市で首位となっていることから、現状を維持し、サービスの質の向上に努めます。

(2) 磯子区生活支援センター

ア 開設3年目を迎えて、生活支援センターとしての基本的事業を充実し利用者の増を目指します。

	17年度	18年度	19年度 見込み	20年度 計画
神奈川区	29,277人	30,342人	31,896人	32,000人
磯子区		6,968人 (11月開所)	18,000人	20,000人